

令和3年

6月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和3年6月定例総会 会議録

1 日 時 令和3年6月14日(月) 午前9時30分 開議

2 場 所 平田農村環境改善センター 多目的ホール

3 出席委員(28名)

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
			14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員	17番	佐藤 良	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員(1名)

13番 池田 憲一 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 遠田 博 農地主査兼係長 阿彦智子
主事 佐藤輝一
専門員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 解約

7 議 事

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第29号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について
議第30号 農用地利用集積計画について
議第31号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

ただいまから令和3年6月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たり、五十嵐直太郎会長より挨拶申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長
(会長 挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。
総会の議長は、酒田市農業委員会規程第19条により会長が務めることとなっております。それでは、五十嵐会長、よろしくお願いいたします。

○五十嵐直太郎 会長

それでは、皆様のご協力によりまして議事を円滑に進行したいと思います。
本日の欠席委員は、13番 池田憲一委員です。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。
議事録署名委員に、26番、後藤保喜委員、27番、佐々木治人委員の両名にお願いいたします。

◎報 告 事 項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。
今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について4件、2、農地法第5条届出書の受理について5件、3、地目変更登記に係る照会に対する回答について2件、4、解約1件、以上12件について農地係長が報告いたします。

○阿彦主査兼農地係長

(報告事項を朗読説明する)
報告事項は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、ただいまの説明に対してご質問、ご意見のある方お願いいたします。
何かありませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

5ページ議第27号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

酒田34番、浜中の畑2筆につきまして、申請理由はその他とありますが、規模拡大です。10アール当たり4,000円の賃借料で10年間の賃貸借権の設定となります。なお、今回の農地法第3条の規定による許可申請につきましては、全件におきまして要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他経営面積まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、今回の3条案件での農業者年金への影響はございません。

八幡、お願いいたします。

○八幡総合支所 後藤専門員

続きまして、八幡5番です。贈与による所有権移転になります。渡人と受人の関係は親子になります。認定新規就農の給付金要件により、今回この贈与を行うことが必要です。別添資料の9ページから12ページには認定新規就農者申請の内容を載せております。取得については登記簿1筆全部について所有権移転になります。実際には一部を園芸作物の栽培をしており、その箇所は受人が、それ以外の農地については渡人が耕作している状態でありますので、残りの箇所についてはいずれ親子で使用貸借権を設定するものになります。

以上になります。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

6月7日に、第1班による農地調査委員会を行っております。

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば最初をお願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

どうぞ。

○14番 土田治夫委員

14番、土田です。許可申請には異議がございません。1つ、ちょっと確認しておきたいんですけども、八幡5番の件ですけれども、受人は平田地区の飛鳥在住であったと思いますけれども、その場合の新規就農エリア担当の扱いは、八幡地区の新規就農という捉え方でいいのでしょうか。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま、土田委員からご質問がございました。新規就農の扱いはどちらで行うのかと、このような質問だったと思います。
事務局、お願いいたします。

○阿彦主査兼農地係長

土地の所在が八幡エリアになりますので、今回は八幡地区担当でよろしいかと思っております。近年は市内の広範囲にわたって就農する方が増えてきています。土壌の性質、例えば砂地がいいということになると川南に限らず西荒瀬のほうとか、そういうあちこちで営農する方もいらっしゃるものですから、やはりその土地の状況が分かるところで担当するのがよろしいかと思っております。

○五十嵐直太郎 議長

どうですか。

○14番 土田治夫委員

了解しました。ありがとうございます。

○五十嵐直太郎 議長

事務局、今の新規就農、いろんな角度からのあるわけですが、農政課との関係は大丈夫ですか、どうですか。

○阿彦主査兼農地係長

このたび、新規就農希望の方から聞き取りした内容を受付するエントリーシート様式をつくって、それを農政課のほうとも共有いたしました。また農業技術普及課の経営担当とも共有しております。ですので、そのような目配りは今後していくつもりですが、地元の農業委員の方々からのサポートもよろしくお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。じゃ、そのような理解で進めてまいりたいと思います。そのほかご質問ございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第27号については許可決定といたします。

◎議第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第28号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします

す。事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第28号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、この可否を決定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議案書6ページになります。議第28号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

酒田8番、大多新田の畑2筆につきまして、住宅敷地としての転用申請です。渡人と受人の関係については、受人の中にいらっしゃるお一人が渡人と親子の関係でございます。受人どうしの関係は、ご夫婦及び親子の3者で、共同での申請になっております。権利の設定は永久の使用貸借権設定でございます。農地区分が10ヘクタール以上の広範囲の農地が広がる農業公共投資対象の優良な場所ということで、1種と判断しておりますが、許可基準につきましては、日常生活上必要な施設で集落に接続していることから許可基準を満たすものと判断しております。

別添資料の2ページと3ページをご覧ください。

県道生石街道から南に少し下った大多田新田の集落と日の出町の集落との境目の場所でございます。3ページにある案内図のほうだと、位置が確認しやすいと思います。

字限図、2ページになりますが、今回「コの字型」で宅地箇所を取り囲むような形で畑が残っていたものを、このたび転用するものでございます。この字限図の中で地区外と書かれたところには既に建物が建っている状況です。なお、ここの建物については令和3年2月の総会で農振除外の審査をしたところがございます。その際にも「問題なし」ということでの意見を出したところがございます。そのためこの箇所は、白地になっております。

では、続いて松山、お願いします。

○松山総合支所 門協調整主任

続きまして松山5番、関係は父と息子夫婦となります。転用事由は住宅敷地の使用貸借で、既存の住宅の家族が増えたことにより手狭になってきたため、隣接農地を使用貸借しまして、受人の息子夫婦の住宅を新築するものです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産の低い農地のため、第二種農地の判断をしております。なお、当該申請地は白地となります。許可基準としては、日常生活上必要な施設で集落に接続するため、許可基準を満たすものと思われま

す。それでは、別紙の資料の4ページと5ページのほうをご覧ください。

まず初めに、4ページのほうの位置図になります。当該申請地は、位置図の中ほどのところに庄内橋がございますが、その庄内橋の東側の信号から国道345号線、こちらを約1キロほど北上して東側のほうに100メートルほど行ったところになります。

次に、案内図になります。当該申請地の北側のところにある住宅が渡人の住宅になります。

次のページ、5ページの字限図の中ほどの太線で囲われてある中牧田字前田18-2、こちらが当該申請地になりまして、当該申請地に隣接する第三者の農地はないものです。土地の状況がフラットな状態になっておりますので、盛土等は必要ない状況でございます。

スライドを上映いたしますので、審議の参考になさってください。

(スライドを映写)説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。議第28号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田8番の現地調査の結果を25番、尾形大介委員より報告願います。

○25番 尾形大介委員

25番、尾形です。申請地の隣に田んぼがありますが、水路と農道を挟んでおり、すでに住宅も建っています。農作物に対しても問題ないと思います。周囲への影響はないものと思われま。よろしくお願ひします。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

続きまして、松山2番の現地報告を6番、佐藤利篤委員よりお願いいたします。

○6番 佐藤利篤委員

6番、佐藤です。5月31日に事務局・松山総合支所と私と4人で現地調査を行いました。当該申請地は周囲を住宅敷地と市道と歩道に囲まれており、周囲への影響もなく、住宅敷地として転用することに問題はないと感じました。ご審議のほう、よろしくお願ひします。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見のある方お願いいたします。何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、それでは質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議第28号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第28号については許可決定といたします。

◎議第29号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について

続きまして、議第29号 農地法第5条の規定による許可の計画変更についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願ひます。

○村岡事務局長

議第29号 農地法第5条の規定による許可の計画変更については、1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

7ページです。議第29号 農地法第5条の規定による許可の計画変更についてです。

平田2番、申請人が株式会社〇〇でございます。こちらの土地は石橋の田でございます。面積が0.14平米ということでございますが、1筆の面積が2,681平米のうち0.14平米をこのたび計画変更申請するものでございます。

なお、許可内容ですけれども、令和3年4月13日付の5条申請で、営農型太陽光発電敷地ということで許可を受けております。このたび令和2年の7月14日付で許可を受けておりました太陽光パネル設置に関する附帯設備ということで、4月のときに一度許可を受けた内容をまた改めて計画変更するものでございます。この内容としましては事業面積の拡大、詳細はパワーコンディショナーの架台の部材及びサイズの変更になっております。4月の時点では0.12平米でしたが、このたび0.14平米に拡大するものでございます。あわせまして設置位置についても変更を行うものでございます。

なお、許可期間につきましては、先ほどありました令和2年の7月の太陽光パネルの附帯設備でございますので、そちらの期限と合わせました令和5年7月13日までの許可ということになります。別添資料の6ページ、7ページ、8ページまでをご覧ください。

6ページのほう、位置図、案内図につきましては平田地区石橋の地区内の箇所でございます。太陽光パネルの設置箇所にはほぼ隣接するところでございます。詳細な配置については7ページにあるところです。このたびのパワーコンディショナーの架台が4月の時点では、ちょうど撮影方向①と書かれてある矢印のところに設置されているものでございました。それをこのたび道路際のほうに寄せる形で位置を変更し、また最初に受けた許可の内容では、パワーコンディショナーの重さに重量が耐えられないということございましたので、それを補強し、また腐食しない素材に替えるということで、このように少し面積が大きくなっているものでございます。今までは単管パイプ8本での設置という状況ございましたけれども、8ページをご覧くださいますとおりアルミパイプをスクリー方式で差し込む方式に切り替えまして、10本の支柱ということになっております。スライドございますので、少々お待ちください。

(スライドを映写) スライドは以上になります。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。議第29号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。平田2番の現地調査の結果を19番、石川渡委員より報告を願います。

○19番 石川渡委員

19番、石川です。5月31日に事務局と3名で現地調査に行っていました。ご説明があったとおり架台を単管パイプからアルミパイプへ強化して移動するものなので、周囲への影響もないと思われました。ご審議よろしくをお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方をお願いいたします。どうぞ。

○26番 後藤保喜委員

26番、後藤です。今、石川委員から説明された、全くそのとおりなんですけれども、農振農用地の青地にこういった設備が建てられているいろいろな影響があると思いますけれども、今まであったところに、実際このままで良いのでないかというふうに見てきて、それが移動して新たに設置するというその理由みたいなのを少し詳しく聞いていましたら、お願いしたいと思います。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま後藤保喜委員から質問ございました。このことについて事務局のほう、よろしくをお願いいたします。

○阿彦主査兼農地係長

字限図で見切れているところの、地元委員はご承知のとおりですが、左上の箇所には防火水槽がある状況でございます。道路側からは、防火水槽を通った真後ろ側に今までパワーコンディショナーを設置していたところなんですけれども、管理面の都合から道路際のほうがやりやすいということでございましたので、このたびの移動となったものでございます。また、送電線への接続もスムーズだということでございます。

○五十嵐直太郎 議長
後藤委員、ただいまの事務局の説明でどうですか。

○26番 後藤保喜委員
はい、分かりました。

○五十嵐直太郎 議長
いろんな考え方もあるようございますが、私たちはあくまでも農地法の公正なジャッジをつかさどる組織ですので、これからもその考え方で臨みたいと、そのように思います。
そのほか何かご質問ございませんか。
(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。
議第29号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について、許可決定とすることにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第29号については許可決定といたします。

◎議第30号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第30号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長
議第30号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)利用権の設定6件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長
それでは、8ページをご覧ください。議第30号 農用地利用集積計画についてです。
今回ご審議いただく農用地利用集積計画の前提につきましては、要件欄に記載がありますとおり、1、全部効率利用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることにご不適正な事実がないことを地元農業委員からあらかじめ確認をさせていただいております。
それでは、8ページ、1番、一般事業、(1)利用権の設定です。公告予定日は令和3年6月17日の予定です。
中平田9番と中平田10番は同じ貸付人となっております。それぞれ3年の契約1万1,000円の賃借料となっております。円滑化事業からの切替えとなっております。
浜中10番、浜中の畑9筆につきまして、賃借料が5,000円で5年間の設定となっております。
なお、こちらについては議事参与の対象となります。
続く浜中11番、浜中の畑1筆につきまして、賃借料が5,000円で5年の契約となっております。なお、こちら借受人が地区外の方となっておりますけれども、もともとご実家が農家で横代出身の方でございます。横代でご実家の経営を行いながら、このたび浜中のほうで取り組むということでした。
八幡、お願いいたします。

○八幡総合支所 後藤専門員
続きまして、八幡66番、賃借料3,000円で10年間の賃貸借です。以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査
平田96番です。山谷新田の畑1筆、10アール当たり4,000円、10年の新規です。以上です。

○五十嵐直太郎 議長
それでは、農地調整委員会の報告をお願いします。

○16番 飯塚将人委員
16番、飯塚です。議第30号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長
それでは、質疑に入ります。
初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。農業委員に該当する案件として、4番、阿部香美委員が該当する案件があります。議事参与の制限の案件として退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時19分 再開

○五十嵐直太郎 議長
再開いたします。
議案8ページ、浜中10番について、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。
何かご質問ありませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。浜中10番について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、浜中10番について、計画決定といたします。
ここで、4番、阿部香美委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時20分 休憩

午前10時20分 再開

○五十嵐直太郎 議長
再開いたします。
続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議します。ご質問、ご意見のある方お願いいたします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。議事参与の制限の議案以外を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を計画決定といたします。
以上により、議第30号については全て計画決定といたします。

◎議第31号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに
令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

続きまして、議第31号 を上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第31号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定については、農林水産省の局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、毎年、点検・評価を行うものであります。
議案書10ページからご説明申し上げます。

○遠田事務局次長

それでは、議案の10ページから、私のほうからご説明を申し上げます。

議第31号につきましては、先月の全体協議会でもお話ししましたとおり、農業委員会等に関する法律は平成27年に法改正され、平成28年に施行となっております。改正後の法律第37条において、委員会活動の実施状況等を農業委員会ごとに公表することになっておりまして、その公表方法について、通知に基づき、このような形で作成し、6月中の公表を求められているものでございます。前回は申し上げましているとおおり、最適化の三本柱について目標を設定し、その結果がどうだったか、3年度についてはどのような目標としているかということ掲げているところになってございます。11ページからご覧ください。

11ページにつきましては、2年度中の農業委員会の状況ということで、I 農業委員会の状況には、市の農地面積、それから農家数と認定農業者、それから農業委員さんの現在の体制というようなことで、それぞれの数値が記載されておるものでございます。

12ページからが、いよいよ3つの3本柱についての結果がどうなのかということの評価になっております。12ページにつきましては集積率ということで上げています数字は74.9%。当初掲げていた面積に対し達成状況としては100.3%という状況になっております。目標達成に向けた活動ですとか評価につきましては、こちらに記載のとおり農地集積センターのマッチング等を行い、集積に結びつけたということになっております。

13ページが、新規参入の関係です。過去3か年の実績と令和2年度につきましては6経営体。もともとの目標が1経営体、それから新規法人を含めた6経営体で1.9ヘクタールの参入実績でございました。達成に向けた活動としましては、地道な相談あっせんの支援活動、それから会報誌への情報掲載を行っているということで、活動を継続しているところでございます。

14ページ、遊休農地に関する評価というところなんです。令和元年度末が0.16%でした。令和2年度においては1.6haの解消を行っておるということになっております。後ほど数字が出てきますが、数字、パーセントで言いますと0.13%まで下げることができております。この達成に向けた活動としては、これから農地パトロールのご説明ありますけれども、農地の利用状況調査等を行い、活動を行ってきたということになっております。

15ページについては、違反転用の適正な対応ということで、令和2年度につきましては正式な指導に至るものはなかったということで、これについても農地パトロールや会報での周知というものを行ってきた成果ということになろうかと思えます。

16ページと17ページにつきましては、農地法に基づく処理の件数でございます。農地法第3条の処理件数が97件、転用に関する処理件数は26件、住宅敷地等々となっております。

18ページでは、地域農業者からの情報を受け、適切に対応するというようなことから、いろんな意

見、どのようなものが特徴的なものなのかなということでの内容でございます。昨年度の地区座談会においては、考え方としまして、地域が一体となって農地を守ろうということで、農協系統、系統外にかかわらず地元の農地は地元でやっていくということを基本とし、マッチングするというような流れというのが話題ということになってございます。

ここまでが2年度の評価です。

それから、19ページからが3年度の計画ということになっております。

19ページが、I農業委員会の状況になっておりまして、20ページからは三本柱の内容になります。20ページが集積状況ということで、令和2年末時点、76.4%となりました。これを令和5年度末に80%までたどり着くために、状況としては2番の活動状況ですけれども、147ヘクタールの積み増しをする必要があるというふうなことで計画を掲げているところです。

それから、20ページの下段ですね、新規参入については3月に改定した指針に沿って、1経営体の確保と0.5ヘクタールを集積するような計画ということになっております。

最後に、21ページについては遊休農地に関する措置ということで、令和2年度末は先ほど申し上げましたとおり0.13%まで下げることができました。指針では0.16%ということで目標を達成しておりますが、毎年農地パトロールを通じて報告もあろうかと思っております。毎年0.3ヘクタールは解消していこうというようなことで目標を掲げているところでございます。

というようなところを評価、それから活動計画としてご報告する部分になっております。

私のほうから以上でございます。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま次長から資料の説明をいただきました。

審議の前に精査のための時間を若干2分程度設けたいと思っておりますので、黙読をお願いいたします。

2分ぐらいお願いいたします。

午前10時28分 休憩

午前10時32分 再開

○五十嵐直太郎 議長

そろそろよろしいでしょうか。

それでは、黙読の時間をこれで終了いたします。ただいまの資料説明に対しまして、皆さんのほうからご質問、ご意見ございませんでしょうか。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議第31号 令和2度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定については、原案のとおり決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第31号については決定といたします。

閉 会

(午前10時32分 開会)

以上をもちまして、令和3年6月の定例総会を閉会いたします。
協力ありがとうございました。